

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少（※1）**した中小事業者等（※2）で**令和3年2月1日（月）までに下記の申告をされた場合**、**事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分**の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

| | |
|-------------------|------|
| 30%以上50%未満減少している方 | 2分の1 |
| 50%以上減少している方 | ゼロ |

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

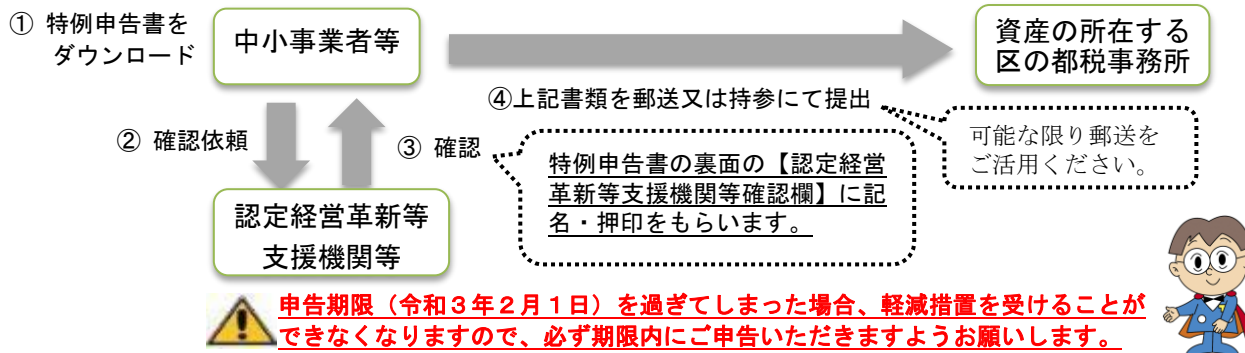
■提出書類

- (1) 特例申告書
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類（写）
- (4) （個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※詳細については、[主税局ホームページ](#)をご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方（上記対象者に当てはまる方）は、以下の手順でご申告ください。



生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

| 対象の固定資産 | 要件 |
|---------|--|
| 事業用家屋 | <ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること |
| 構築物 | <ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること |

■令和2年4月30日から令和3年3月31日（※）までに取得した資産が特例対象となります。

※ 生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長の見込みです。

お問合せ先

詳しくは、[東京都主税局HP](#)をご覧ください。

主税局 コロナ

検索

練馬区所在の事業用家屋・償却資産について…練馬都税事務所 03(3993)2261